

子育て支援に関する要求が一部実現！！ -育児休業復帰後3ヶ月に限り入構規制がなくなります-

組合は、組合員からの声を元に男女共同参画の観点から「保育園、幼稚園へ子どもを送迎するために自動車通勤を必要とする職員の入構を許可すること」について2015年から病院長交渉等で次の3点を根拠に早急に検討するよう強く要求してきました。

1. 未就学児を抱える教職員で入構条件の対象外となっている職員は自動車では保育園等へ子供を預けて一旦帰宅し、職場までは自転車等で通勤しており支援策が必要であること。
2. 黒髪南地区、北地区では、申請条件の申し合わせ「特例事項」に入構許可が明記されていること。
3. 組合が組合員に行なった調査で多くのニーズがあることが明らかになっていること。

この要求が2023年4月より一部実現し、通勤距離5.1キロ未満の育休明け教職員に対し、3ヶ月の期限付きではありますが入構が許可されます。

「本荘地区駐車場の入構規制について」に子育て支援として追加された項目は次の通りです。

- ・子育て支援専用は、育児休業から復帰後、復帰月を含む3ヶ月間に限り利用可能なものであり、通勤距離が5.1km未満の教職員に対して交付する。年度をまたぐ場合であってもパスカードは1枚とする。
- ・子育て支援専用利用者の入構証交付及び駐車スペースについては、本荘南地区（保健学科構内）に駐車を許可するものとする。ただし、駐車台数の都合により、他地区に割り当てる場合もある。（子が幼稚園等に在籍している事が分かるもの等の写しを添付すること）

区分	駐車場所	駐車料金（1事業年度）	パスカード料金	
教職員等	子育て支援専用	本荘南地区	2,250円	1,000円
備考	・子育て支援専用の利用期間は3ヶ月間とし、期間が年度をまたぐ場合は、当年度の分は当年度に支払い、超過分は次年度に支払うものとする。年度をまたぐ場合であってもパスカードは1枚とする。			

<交渉の経過-実現に向けて粘り強く要求->

実現に向けた組合の取り組み経過については、組合ニュース2015年11月17日付No.5、2022年2月17日付No.11でお知らせしていますが、詳細は次の通りです。

- ・2015年9月17日 病院長宛に要望書を提出
- ・2015年11月11日 組合からの要望に対し、病院長、本荘地区駐車整理委員会委員長との連名で「再開発事業が進行中のため許可できない」との回答
- ・2016年度から2019年度 病院長交渉(4回)や懇談(2回)での「本荘地区の環境整備事業工事期間中は駐車スペースが以前より減少する」との回答に理解を示し工事完了まで要求を一旦保留
- ・2021年12月 2021年9月末に環境整備事業が終了したことを受け、病院長交渉要求項目に再掲。組合員を対象に希望調査実施 調査結果38名が利用を希望
- ・2022年1月31日 病院長交渉で、病院側から「働きやすい職場環境のため検討は必要、決定権は本荘地区駐車整理委員会にあるため病院側からも委員会に検討するよう依頼する」と回答
- ・2022年2月16日 駐車整理委員会委員長宛に早急に検討するよう要望書を提出
- ・2022年3月 病院施設管理室が「本荘地区駐車場利用希望調査」を実施。調査結果54名が希望しており必要があることを確認し、入構許可に向け検討開始

- ・2022年11月21日 本荘地区駐車整理委員会から検討結果について回答

男女共同参画推進の重要性を鑑み、一定のルールに基づき、駐車場の利用を許可することといたします。本荘地区における現有の駐車許可台数と利用推定台数に基づき、約12台分を本荘南地区へ確保することとします。許可条件は次のとおりです。

- ・育児休業から復帰を行う際、年齢に関係なく、復帰後3ヶ月の入構を許可する。

なお、入構許可発行の開始は令和5年4月1日からとします。

- ・2022年12月15日 確保台数や申請条件を決定した根拠について施設管理室長より説明
 駐車台数約12台分とした根拠について「現在、本荘地区の駐車場は飽和状態で北地区は患者様優先であるため駐車台数の増加は難しい。本荘地区における現有の駐車許可台数と利用推定台数に基づき最大12台であれば駐車可能と判断した」（本荘地区職員平日利用率 76%）
 駐車可能期間を復帰後3ヶ月とした根拠について「最大12台という制限の中で応募者が多数の場合、許可を出せないことが不公平であると考え、復帰後の利用、かつ期間を短くすることで利用者の回転率をあげることが公平という結論に至った」

<運用開始後も見直しを!!>


組合は説明で示された根拠について、本荘北地区の駐車場は患者優先であり本荘地区全体でも物理的に確保できる駐車スペースが不足していることは理解しました。しかし、男女共同参画推進の重要性を鑑みた教職員のための改正であれば南地区ではなく、中地区に駐車スペースを確保すべきではないかと伝えました。施設管理室長は「現在、駐車場を申請している職員との兼ね合いから南地区に設定した。まずはこれでスタートし意見があれば毎年見直していく。約12台としているが条件を満たした申請者は全て許可する」と説明しました。

今回の一部実現は大きな前進です。組合は男女共同参画の観点から黒髪地区と同様に、子育て中の組合員の方々が働きやすい環境となるよう子育て支援専用入構制度について病院側に引き続き見直しを求めていきます。ご意見、ご要望等ありましたら、お気軽に組合事務所までお寄せください。

<駐車料金収支報告の公表を!!>

組合は、利用者から駐車料金を徴収している以上は収支を開示すべきとし収支報告の公表を求めました。施設管理室長は「公表することに問題はないので検討する」と回答しました。

今後、収支報告がきちんと公表されるか注視していきます。

組合ニュース	No. 14	熊本大学教職員組合医学部支部	
	2023. 2. 10	内線 5858 メール m-kumiai@union.kumamoto-u.ac.jp	